

介護保険だより

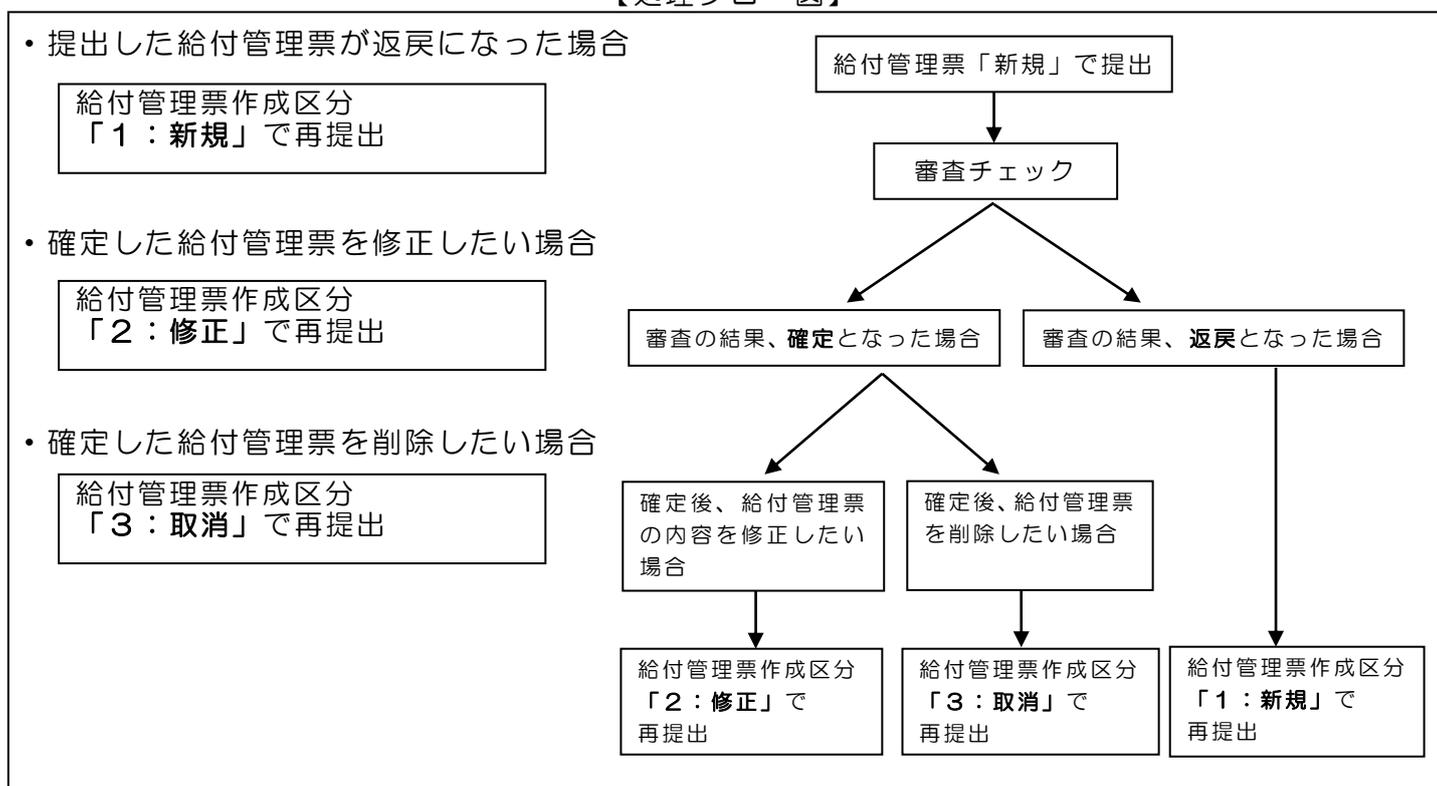
群馬県国民健康保険団体連合会

令和6年2月号

給付管理票の作成区分について

給付管理票の作成区分には「1：新規」「2：修正」「3：取消」の3つの区分があります。以下の図を参考に処理を行ってください。

【処理フロー図】



給付管理票は、サービス事業所の請求の支払決定を左右する重要なものです。給付管理票の記載内容（事業所番号、サービス種類、計画単位数等）に誤りのないようご注意ください、提出をお願いします。

返戻依頼の期限と注意事項について

返戻依頼を依頼できる期限は提出月20日までです。

返戻依頼を受付できる対象は、当月提出した県内保険者のみです。ご注意ください。

提出した時の単位数で記載をしてください。

返戻依頼による返戻の場合の帳票表示について

返戻依頼による返戻は全国標準のシステムを使用しているため、内容の記載が「審査委員会の判定により却下」という表示になりますので、ご承知おきください。

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表

事業所(保険者)番号	1070000000	令和 年 月 審査分				令和 年 月 日			
事業所(保険者)名	□□介護事業所					1 項			
群馬県国民健康保険団体連合会									
保険者(事業所)番号 保険者(事業所)名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
109999 △△市	0000000001 カゴ 知	請	R**	15		19,755	E	審査委員会の判定により却下	

本会へ審査結果等についてお問い合わせをいただく際のお願い

1 介護保険系の直通番号

お問い合わせの際は以下の番号におかけください。介護保険課介護保険系の職員が出ますので、電話を転送する間の待ち時間はありません。

介護保険課介護保険係 直通番号：027-290-1319

2 ホームページのご案内

審査結果等に関するお問い合わせの前に本会ホームページをご一読いただき、対応方法等についてご確認ください。

アドレス <https://www.gunmakokuho.or.jp/>または「群馬県国保連合会」と検索してください。

- ・ホーム > よくある質問 > 介護保険事業所の方
- ・ホーム > 介護保険事業所の方 > 12 介護保険だより

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15（12:00 ~ 13:00 を除く）

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会